

J R北海道との追加合意について

[基本的な考え方]

本年4月、J R北海道との間において、J R北海道が経営分離前までに万全の安全体制を構築することなどを基本合意しているが、このたび経営分離予定区間で三度目となる貨物列車の脱線事故が発生した。

このため、三セク鉄道会社として、大きなリスクを抱えたままの状態、J R北海道から鉄道資産を引き受け、運行することは出来ないと考えており、現在、J R北海道と追加合意について協議を行っている。

[J R北海道との追加合意 (案)]

(第三者機関による調査・点検の実施)

- 1 J R北海道は、運輸安全委員会の調査結果を待つことなく、第三者機関による調査を行う。
- 2 J R北海道は全区間について第三者機関により緊急的に徹底した軌道状態の点検を行い、点検結果に基づき必要な整備を行う。

(運輸安全委員会の調査結果で求められた抜本的な対策の実施)

- 3 運輸安全委員会の公表した調査結果において、J R北海道の過失が認められた場合、J R北海道は速やかに対策を実施することとし、対策が同様の曲線区間にも適用となる場合には、J R北海道が対策を実施する。

また、J R北海道の過失が経営分離後に判明した場合であっても同様の対策はJ R北海道が実施する。

なお、経営分離後であっても、調査の結果、運輸安全委員会から求められた対策が講じられるまでは、暫定措置に伴う維持管理の増加費用はJ R北海道が負担する。

(新たな事故発生時の費用負担)

- 4 三セク鉄道会社の開業後、運輸安全委員会の調査結果において求められたJ R北海道の過失に起因する対策が講じられるまでの間に同様の脱線事故が発生した場合、線路の復旧は、明らかにJ R北海道の過失ではないと認められる場合を除き、J R北海道の負担により実施した上で、原因が究明された後、関係者間で精算を行う。

写

並行在来線における安全運行体制の構築に関する基本合意

北海道（以下「甲」という。）と北海道旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、北海道新幹線開業に伴い乙から経営分離される江差線五稜郭・木古内間を運営する第三セクター鉄道株式会社（以下「三セク鉄道会社」という。）の安全運行体制の構築に係る基本事項について、次のとおり合意する。

（安全運行体制の構築）

- 1 乙は、国土交通大臣から発出された平成26年1月24日付け「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」に基づき、経営分離までに、鉄道施設の管理及び社員の安全教育など輸送の安全に係る必要な措置を実施する。

また、乙は、保線業務改善検討委員会が出した提言について、可能な限り実施する。

（譲渡資産の保全）

- 2 乙から三セク鉄道会社へ譲渡予定の鉄道施設について、乙は経営分離までの期間、必要な検査と修繕を確実に実施するとともに、補修履歴、検査結果及び修繕計画を甲及び三セク鉄道会社に示すものとする。

また、平成24年4月及び9月に江差線釜谷・泉沢間で発生し運輸安全委員会において調査中の日本貨物鉄道株式会社江差線列車脱線事故について、今後示される調査結果に基づき、乙の責任において経営分離までに鉄道施設に対する必要な対策等を実施する。

（その他）

- 3 前2項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び三セク鉄道会社間で協議する。

平成26年4月30日

甲 北海道知事

高橋 はるみ 印

乙 北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

島田 修 印